務組合 労 働保 険 事 協 務 会

第 一 労 務 京都市西京区嵐山宮 TEL. (075) 864 - 3336 ノ北町8番18

FAX. (075) 864 - 3367

〒616-0025

光 木 事 務 所 社会保険労務士

y

地

域別最賃大幅引上

þ

术

玉

月 から都道府県の地域別最低賃

ました。

は、 引上げ幅となりました。 円となり、 ています。 目安である28円を上回る引上げとなっ Ш した全国平均額は28円増、 金額が改定されます。 形、 10 鳥取、 央最低賃金審議会が答申した 昭和53年度以降で最大の 島根、 佐賀、 厚労省が公表 青森、 時給930 大分など 秋田、

示しませんでした。 中央最低賃金審議会は引上げ目安を は厳しい の姿勢が れたのは、 にとどまりました。 今年度の最低賃金 菅政権は 均で最低賃金は1円の引き上 経済 変したためです。 雇用維持優先だった政府 . 骨太の方針2021 雇用状況に配慮 その結果、 額改定が注目さ しかし、 昨年度 全国 L

> 意向を反映し、 られること、そしてなにより政 ことや、 審議会はワクチン接種が進んでいる どの経済団体は と明記しました。 ことを目指して引き上げに取り組む 期に全国加重平均 性化の重 に 和53年度の目安制度開始以降で最高 を求めていましたが、 おい て、 経済指標の 一要施策と位置づけ、 最低賃金引上げを地方活 全都道府県 現行水準の 日本商工会議所な 1000円とする 部 中央最低賃金 に回 律に昭 復がみ 維持 より早 権 0

> > 5

強 可

額となる28円の引き上げ額を答申 ていました。 働く人の生活を支えるため は必要」「先進諸国の中でも日本 今年度の最低賃金額の 価はさまざまです。 改定に対す に賃上 ナ禍

る評

げ 0

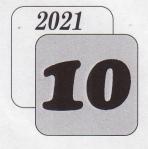
・雇用に支援を 標やデータに基づい さらなる引き上げを求めたい」とす を導き出すべ る意見がある一 な議論によって納得感のある結論 最低賃金は低水準であり、 き」とする意見もあり 方、 「本来、 て、 公労使の真 各種 今後

指

域の経 ら模様です。 現状、 化が要望されています。 ないよう、 府には、 のと予想されます。 大幅な引上げによる打撃は大きい る飲食・宿泊業などでは最低賃金 能な環境整備に向けた 済・雇用にマイナス影響とな コロ 最低賃金の引き上げが地 とりわけ厳しい 中 ナ禍で企業業績はまだ 小企業等 それだけに、 層の支援 0 、状況に 賃

政

\$ 0 あ



知って得する

派遣労働者の同一労働同一賃金5

「働き方改革」の実務

一般賃金とは、同種の地域、同種の業務、同程度の能力・経験の3つの要素を加味した一般労働者の賃金を指し、その具体的な金額は毎年6~7月に発出される厚労省職業安定局長通達で示されます(適用は翌年4月から)。例えば、そこで示された一般事務職の一般賃金(基本給・賞与等)が時給賃金(基本給・賞与等)が時給付金であれば、派遣会社はそれ以上の額で対象派遣労働者と労使協定を結ばなければなりません。一般賃金には全ての賃金が含ま

等以上となっているかどうか確認す 金のそれぞれの区分で比較し、同 をのそれぞれの区分で比較し、同

> に、「能力・経験調整指数」に (例えば、ソフトウェア作成者の (例えば、ソフトウェア作成者の 場合、基準値(0年):1303 円、1年:1489円、2年: 1614円、3年:1678円 など)。さらに、この額に派遣先 事業所または就業場所の物価等 を反映するための「地域指数」 を乗じて算出した額がAの一般

とが多いことから、職務給との約により特定業務に従事するこ実務的には、派遣労働では契

比較し同等以上で協定通達で示される「一般賃金」を

比較することになります。

A(基本給・賞与・手当等)については、賃金構造基本統計調査いては、賃金構造基本統計調査に基づく「職種別の基準値」のに基づく領の2種類の基準値」のまづく領の2種類の基準値が必要がある。

てはそれ以外の賃金と分離して示このうち通勤手当と退職金についれますが、職業安定局長通達では

まるといった方法が考えられます。 親和性が高いと考えられます。 ですから、派遣労働者が従事す などが向上した場合に賃金が改 職務ランクを定め、能力・経験 職務ランクを定め、能力・経験 でするように賃金テーブルを設定

> B ③中小企業退職金共済制度に加 を前払い退職金として支払う、 用の割合として6%を乗じた額 給・賞与等に退職金給付等の費 手当制度を設ける、②一般基本 以上を支払う必要があります。 統計により、厚労省で定めた時 の場合には、 負担と固定額という二つの決め で選択して決定し、一般賃金と 入する、の3つの方法から労使 給換算で71円(令和4年度適用 方があります。固定額での支給 (退職金)については、①退職 (通勤手当) については、実費 通勤手当に関する

なお、一般賃金と対象派遣労働者との賃金の比較に際しては、A、B、Cごとに行うことはもとより、全部または一部を合算して比較することも認められています。また、厚労省は対象派遣労働者の賃金が一般賃金額を上回っている場合、それを理由に、賃金を引き下げることは、改正法の目的に照らしてしたは、改正法の目的に照らして目題であるとしています。